

○防衛省告示第二百三十三号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、新規提供が令和二年十一月九日次のとおり決定された。

令和二年十一月十一日

防衛大臣 岸 信夫

海上演習場関係

◎新規提供

日向灘訓練区域

一 区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域

- 1 北緯三二度〇九分〇〇秒、東経一三一度三三分五七秒

2 北緯三二度〇六分一二秒、東経一三一度四五分〇三秒

3 北緯三二度一五分三六秒、東経一三一度四八分二七秒

4 北緯三二度一八分三〇秒、東経一三一度三七分一五秒

二 高度制限

高度約六一〇メートル（二、〇〇〇フィート）以下とする。

三 用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

四 摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、令和二年十一月十八日から同月

二十八日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。